

介護保険サービス事業者の皆様へ

生活保護法上の取扱いについてお願い

日頃から、本県の生活保護行政にご協力いただき、ありがとうございます。

生活保護受給者への介護サービスの提供に際しての留意事項について、お知らせします。

生活保護法による指定介護機関の届出について

サービス事業毎に生活保護の指定介護機関の指定を受けていなければ、介護扶助による利用（生活保護受給者へのサービス提供）はできません。

※介護支援専門員は、各介護事業者が生活保護法による指定介護機関の指定を受けているか、福祉事務所等に確認のうえケアプランを作成してください。

令和8年4月1日より、介護保険法による届出をすれば、生活保護法による同様の届出をしたものとみなされるようになります。

ただし、平成26年7月1日より前に介護保険法上の指定を受け、生活保護法上の指定を受けていない機関が、改めて生活保護法上の指定が必要となった場合は、従来通り生活保護法による届出が必要となりますのでご注意ください。

◆指定申請書（様式第8号）が必要な場合

H26.6.30以前に介護保険法の指定を受けたが、生活保護法の指定は受けていないとき。

※H26.7.1以降に介護保険法の指定または開設許可を受けたサービス事業は、生活保護法による指定介護機関として指定を受けたものとみなされるため、申請不要です。

◆指定不要申出書（様式第9号）が必要な場合・・・生活保護法の指定が不要なとき

※指定を不要とした場合、生活保護受給者に対する介護サービスを行うことができなくなりますのでご注意ください。

◆変更届書（様式第12号）が必要な場合

- ① 介護機関の名称を変更するとき。
- ② 地番整理等により所在地を変更するとき。

◆廃止届書（様式第13号）が必要な場合

- ① 開設者が死亡、失踪したとき。
- ② 開設者が交替するとき。（法人の設立、親族間の代替わり など）
- ③ 所在地を変更するとき。・・・◆変更届書（様式第12号）の②以外の場合
- ④ 事業を廃止するとき。

◆休止届書（様式第13号）が必要な場合・・・事業を一時的に休止するとき。

◆再開届書（様式第14号）が必要な場合・・・休止届を提出した介護機関が事業を再開するとき。

◆辞退届書（様式第16号）が必要な場合・・・生活保護法による指定介護機関を辞退するとき。

申請書（届書）様式は、島根県のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/>）からダウンロードできます。

「島根県ホームページ」→「組織から探す」→「地域福祉課」→「生活保護法による指定介護機関の申請手続き」（ホームページアドレス https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/chiiki/hogo_seido/hogo_kaigo.html）

生活保護法指定介護機関担当規程（以下、「規程」と記す）を今一度ご一読ください

下記規程に従って適切に介護サービスの提供をお願いします。

生活保護法指定介護機関介護担当規程（平成12年3月31日 厚生省告示第191号）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

（指定介護機関の義務）

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

※法律の改正により現在は第5項となっています。

（提供義務）

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第4条 指定介護機関は要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

（通知）

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

その他留意事項

- ・介護保険の支給限度額範囲内で介護サービスの提供をお願いします。
- ・介護報酬の請求に必要な「介護券」は、生活保護を実施している各市町村福祉事務所が毎月発行します。送付された介護券に基づいて請求していただきますよう、お願いします。
- ・居住に係る利用料（家賃・食費・光熱水費等）の金額に応じてサービスの利用が制限されることがあります。必ず利用前に各福祉事務所に相談してください。
（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護等）

■■お問い合わせ先■■

島根県健康福祉部 地域福祉課 生活保護係

電話：0852-22-6714

※松江市内の事業所にあつては松江市生活福祉課自立支援係が窓口となりますので、ご注意ください。

電話：0852-55-5305